



金沢市公報

第2525号

平成18年(2006年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		
● 告 示			(建築指導課) 3
○平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部改正について(文化財保護課)	1	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて(農業委員会事務局)	3
○住民票の職権消除について(3件)(市民課)	1	● 教育委員会告示	
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について(生活支援課)	2	○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校教育児童通学区域)の一部改正について(教育総務課)	4
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための地域包括支援センターを担当させる機関の指定について()	2	○昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について()	4
○平成18年告示第114号(金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務の委託について)の一部改正について(道路管理課)	3	● 選挙管理委員会告示	
● 公 告		○選挙人名簿から抹消した者について(選挙管理委員会)	4
○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について(都市計画課)	3	○在外選挙人名簿から抹消した者について()	4
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について		● 公営企業告示	
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について(建設課)	5

告 示

●金沢市告示第224号

平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部を次のように改正する。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

表中

日本建築	山錦楼	金沢市寺町5丁目1番38号	金沢市寺町5丁目1番38号 西原裕二	平成7年4月11日
西洋建築	金沢聖霊修道院聖堂	金沢市長町1丁目5番30号	金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院	平成8年4月12日

を

日本建築	山錦楼	金沢市寺町5丁目1番38号	金沢市寺町5丁目1番38号 西原裕二	平成7年4月11日
------	-----	---------------	-----------------------	-----------

に改める。

●金沢市告示第225号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成18年7月18日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市有松2丁目10番43号	菊池 拾 男	男	昭和21年12月8日

●金沢市告示第226号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成18年7月19日に職権消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市高尾台1丁目89番地	中村 榮 子	女	昭和7年1月5日

●金沢市告示第227号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成18年7月20日に職権消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市諸江町28番1号 (県営住宅4棟8号)	駒井 浩 一	男	昭和41年2月23日

●金沢市告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社ライフさぼーとアリス 代表取締役 坪坂 了子	金沢市泉野出町 4丁目9番8号	アリス訪問看護 ステーション	金沢市泉野出町 4丁目9番8号	平成18年4月1日

●金沢市告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための地域包括支援センターを担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
財団法人金沢市福祉サービス公社 理事長 平田 敏雄	金沢市芳斉 2丁目3番28号	お年寄り地域福祉支援 センターいずみの	金沢市泉野町 6丁目15番5号	平成18年4月1日

●金沢市告示第230号

平成18年告示第114号（金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	代表取締役 太 田 政 宏	代表取締役 山 岸 勝	平成18年6月16日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画地区計画	金沢市堅町及び片町1丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成18年8月1日から 同月15日まで	堅町商店街 地 区 地区計画

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成18年8月2日から同年8月29日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市松村第二土地区画整理組合	平成18年8月2日から 同年8月15日まで	金沢市 都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から 午後5時30分まで

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成18年8月1日

金沢市長 山 出 保

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第10号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から効力を有するものとします。

平成18年8月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表材木町小学校の項中「鈴見台1丁目、鈴見台2丁目、鈴見台3丁目、鈴見台4丁目、鈴見台5丁目、鈴見町、もりの里3丁目」を「鈴見台1丁目（5番を除く。）、鈴見台3丁目（1番～3番に限る。）」に改め、同表田上小学校の項中「田上町」を「田上町（リ53番地1、リ54番地～リ56番地、リ301番地、ヌ1番地1、ヌ1番地4～ヌ1番地5、ヌ49番地2、ヌ49番地4、ヌ51番地～ヌ54番地、ヌ64番地1、ヌ64番地4、ヌ65番地1、ヌ68番地1、ヌ73番地1、ヌ75番地～ヌ94番地、ヲ76番地1、ヲ76番地10、フ30番地を除く。）」に改め、「旭町、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、若松町、上若松町、若松町1丁目、若松町2丁目、若松町3丁目、もりの里1丁目、もりの里2丁目、角間新町」を削り、同項の次に次のように加える。

(仮称) 第2田上小学校	田上町(リ53番地1、リ54番地～リ56番地、リ301番地、ヌ1番地1、ヌ1番地4～ヌ1番地5、ヌ49番地2、ヌ49番地4、ヌ51番地～ヌ54番地、ヌ64番地1、ヌ64番地4、ヌ65番地1、ヌ68番地1、ヌ73番地1、ヌ75番地～ヌ94番地、ヲ76番地1、ヲ76番地10、フ30番地に限る。)、旭町、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、鈴見台1丁目(5番に限る。)、鈴見台2丁目、鈴見台3丁目(1番～3番を除く。)、鈴見台4丁目、鈴見台5丁目、鈴見町、若松町、上若松町、若松町1丁目、若松町2丁目、若松町3丁目、もりの里1丁目、もりの里2丁目、もりの里3丁目、角間新町
--------------	--

●金沢市教育委員会告示第11号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から効力を有するものとします。

平成18年8月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表兼六中学校の項中「田上小学校通学町」の次に「(仮称) 第2田上小学校通学町」を加える。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町1丁目1番31号^{はまぐち}浜口^{せつこ}節子ほか2,784人を選挙人名簿から抹消しました。

平成18年8月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、川田 亜紀子ほか6人を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年8月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成18年8月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成18年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上第5土地区画整理事業地及び田上本町土地区画整理事業地の各一部
 - (2) 野田土地区画整理事業地の一部
 - (3) 示野町、南森本町、吉原町、塚崎町、無量寺町、戸板第2土地区画整理事業地、木曳野土地区画整理事業地及び無量寺第2土地区画整理事業地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成18年(2006年)8月1日 印刷
平成18年(2006年)8月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)